

国立大学法人東京医科歯科大学資金運用管理委員会規則

〔令和4年3月29日〕
規則第73号

（趣旨）

第1条 国立大学法人東京医科歯科大学資金運用管理規則第18条に定める国立大学法人東京医科歯科大学資金運用管理委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

（審議事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 基本ポートフォリオに関する事項
- (2) 資金運用計画に関する事項
- (3) 資金運用管理規則の改廃に関する事項
- (4) その他資金の運用に関する重要事項

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員5名以上をもって構成する。ただし、うち1名以上は業務として2年以上の資金運用の実務経験を有する者とする。

- (1) 資金運用責任者
 - (2) 事務局長
 - (3) 財務部長
 - (4) 学外委員 2名以上
 - (5) その他資金運用責任者が必要と認めた者
- 2 前項第4号の委員のうち、1名以上は本学の同窓会会員又は本学に対して寄附を行った者とする。

（任期）

第4条 第3条第1項第4号に掲げる委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（定足数）

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（開催）

第7条 委員会は四半期に1回以上開催する。

(意見の聴取)

第8条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(情報公開)

第9条 委員長は半期に1度、委員会の実施状況、資金運用実績等について情報公開を行うものとする。

(事務)

第10条 委員会の事務は、財務部財務企画課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。